

入札説明書

次の委託業務について、一般競争入札により執行します。
委託の概要、入札参加資格要件等については、下記のとおりです。

1 公告日 平成31年4月17日（水）

2 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度 奈良県建設業講習会開催業務委託

(2) 委託業務履行場所

奈良県橿原市他

(3) 委託期間

令和元年5月9日から令和2年3月31日まで

(4) その他詳細については、別紙仕様書のとおり

3 担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設業指導係（県庁分庁舎6階）

TEL：0742-27-5429 FAX：0742-27-5313

4 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5 競争入札に参加できる者の資格

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされな

かったものとみなします。

- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿のうち、次に該当する登録区分で登録している者であること。

大分類	Q役務の提供
中分類／小分類	5 広告・イベント業務／①広告・イベント業務 又は 7 諸サービス／⑮その他サービス

- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- (7) 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限り、）を有すること。
- (8) 平成21年4月1日以降、公告日までに完了した、講習会又は研修会の開催業務の元請実績（国又は地方公共団体が発注したもの）を有していること。

6 競争入札参加資格の承認

1. 競争入札参加資格の適否の承認を、次に掲げる競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認書類により受けなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札の日の前日までの間に提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
(2) 5の(8)を証明する書類（様式2）
(3) 提出期間及び場所

提出期間 平成31年4月19日（金）～平成31年4月23日（火）

午前9時から午後5時まで

提出場所 「3 担当部署」と同じ

提出部数 各1部

上記提出期日までに必要書類を提出してください。また、上記申請に基づく競争入札参加資格の適否については、平成31年4月25日（木）までにファックスにより通知します。

2. その他

- (1) 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
(2) 提出された書類は、競争入札参加資格確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。
(3) 提出された書類は返却しません。

7 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問書は郵送もしくはファックスにて提出してください。（様式3）

なお、提出した資料等は返却しません。

- (1) 提出期間及び場所

提出期間 公告日から同年4月19日（金）午後5時まで

提出場所 「3 担当部署」と同じ。土・日曜日は休庁日になります。

- (2) 提出方法は郵送又はファックスとします。（メールによる質問は不可とします。）なお、必ず電話連絡のうえ、提出期限までに到着するようにしてください。（電話連絡がなかったために、当方が受領を確認で

きなかった場合は、県は一切の責任を負いません。)

期限までに必着のこと。また、郵送の場合は、封筒に「平成31年度奈良県建設業講習会開催業務委託質問書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出後内容について疑義照会を行う場合があります。4月22日(月)正午までに疑義照会に対する回答がない場合は、その質問に対し回答を行いません。

(4) 回答は、次のとおり閲覧に供します。なお、希望者にはファックスで回答します。

日時 平成31年4月22日(月)午後1時から令和元年5月7日(火)までの土・日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで

場所 3担当部署と同じ

(ホームページ上にも掲載します。ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/4143.htm>)

なお、回答内容に関する再質問は一切受付しません。

8 入札、開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年5月8日(水)午前10時

(2) 場 所 奈良市登大路町30 奈良県庁分庁舎6階 入札室

9 入札方法に関する事項

(1) 6に基づき競争入札参加資格の承認を受けた者を落札対象者とします。

(2) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に名称又は商号及び「平成31年度奈良県建設業講習会開催業務委託に係る入札書在中」と記入してください。

また、封筒の裏は代表者印または委任を受けた者の印(どちらでも可)で封印してください。

(3) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

(4) 入札者は、その提出した入札書については、引き換え、変更又は取り消すことができません。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。ただし、再度の入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

(6) 入札書に記載する金額については、円止めとします。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 入札書について

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨(アラビア数字で表記すること。)とします。

(2) 入札は入札書(様式5)によります。(入札書記載例参照)

(3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。

ア 入札者氏名及び押印は、法人の名称及び代表者の氏名とし、又印章にあっては本県(会計局総務課調達契約係)に届け済みのものとします。

イ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに委任状(様式4)を持参のうえ、提出してください。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合、当該訂正部分について入札書に押印した者と同じ印を押印しておかなくてはなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

- (5) 入札参加にあたっては入札当日に見積根拠資料（様式6）を持参してください。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、見積根拠資料を後日提出してください。
- (6) 入札を辞退される場合は、競争入札辞退届（様式7）を提出してください。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることができません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の脱落等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札参加する者又はその代理人が出席（1社1名）して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。
- (2) 当該入札にあつては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出したものであつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札者とします。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (4) 落札となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の要件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

13 契約書作成の要否

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

14 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金

免除します。ただし落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償として納付しなけれ

ばなりません。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去に2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者）に該当する場合は、免除します。

契約の相手方が本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

(4) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

(5) 目的外使用の禁止

この入札書説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた入札関連の文書を、第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

(6) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(7) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。

また、契約を解除した場合は、損害賠償責務が生じます。

- 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（6に該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(8) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、〈別紙〉公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。

(9) その他

この説明書に定めのない事由については、地方自治法（昭和22年4月法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月政令第16号）、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）などに規定するところに従うものとします。

15 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。この場合における損害は、県は保証しません。

16 契約の仕様等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課 建設業指導係（奈良県庁分庁舎6階）

TEL：0742-27-5429 FAX：0742-27-5313

17 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- (3) 契約履行証明書（様式2）
- (4) 入札説明書及び仕様書に関する質問書（様式3）
- (5) 委任状（様式4）
- (6) 入札書（様式5）
- (7) 見積根拠資料（様式6）
- (8) 競争入札辞退届（様式7）
- (9) 委任状記載例
- (10) 入札書記載例
- (11) 入札書封筒記載例